

問い合わせ先

総務部政務課政策評価広報室

海上保安報道官 一條 正浩

03 - 3591 - 9780 (直通)



海上保安庁
平成23年5月5日

東日本東岸沖合い海域における漂流船舶等の 集中的な搜索及び曳航・回収作業の実施結果について

海上保安庁は、この度、搜索範囲を沿岸部から沖合い海域まで拡大し、漂流船舶等の集中的な搜索等を実施しましたので、その結果をお知らせします。

記

1 搜索期間

平成23年4月29日(金)から5月4日(水)までの6日間
(ただし、5月1日及び2日は海上荒天のため、沿岸部を除いた沖合い海域での搜索は実施していない。)

2 搜索結果

漂流船舶計25隻について船内調査等を行い、全て無人であることを確認するとともに、これらの漂流船舶のうち使用可能と思われる3隻を最寄りの港湾等まで曳航し、2隻を搬送中です。

なお、曳航できなかった20隻については、水没や転覆状態にあるなど曳航が困難な船舶でした。

3 搜索海域

岩手、宮城、福島及び茨城県の沿岸から沖合い東経145度付近までの海域

総搜索面積

約15万平方キロメートル

(北海道の約2倍の面積に相当)



4 投入勢力

航空機 延べ30機

巡視船艇 延べ122隻

5 その他漂流船舶以外の航路障害物の状況

沖合い海域に木材の塊、漁具等が点在していることが確認されましたので、航行警報等により通航船舶に対し注意喚起しています。